1.6　「機関部職員」とは、第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。

1.7　「機関長」とは、漁船の推進機関に関し責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有する首席機関部職員をいう。

1.8　「一等機関士」とは、機関長の次の地位にある機関部職員であって、機関長に事故がある場合に漁船の推進機関に関し責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有することとなるものをいう。

1.9　「無線通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認する適当な証明書を受有する者をいう。

1.10　「無線通信規則」とは、効力を有する国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約を補完する無線通信規則をいう。

1.11　「千九百七十八年のＳＴＣＷ条約」とは、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約をいう。

1.12　「千九百九十三年のトレモリノス議定書」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書をいう。

1.13　「二千十二年のケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。

1.14　「月」とは、一暦月又は一箇月未満の複数の期間から成る三十日をいう。

1.15　「海上航行業務」とは、漁船における業務であって、証明書又は他の資格の発給又は更新に関連するものをいう。

1.16　「推進出力」とは、漁船の全ての主推進機関のキロワット表示による連続最大出力であって、漁船登録の証明書その他の公的文書に記載されているものをいう。

1.17　「限定水域」とは、締約国の主管庁が定める締約国の近傍の水域であって、当該水域内ではある程度の安全が認められており、全ての漁船員の能力及び資格証明の基準につき、当該水域外における業務のための基準よりも低い水準に設定することが可能であるものをいう。主管庁は、限定水域の範囲を決定するに当たっては、機関が作成する指針を考慮する。

1.18　「無限定水域」とは、限定水域を越える水域をいう。

1.19　「長さ（Ｌ）」とは、キール線から測った最小の型深さの八十五パーセントの位置における喫水線における全長の九十六パーセント又は当該喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された漁船については、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線と平行なものとする。

1.20　「型深さ」とは、キール線から作業甲板ビームの船側における上面までを測った垂直の距離をいう。

1.21　「ＳＴＣＷ―Ｆコード」とは、決議ＭＳＣ五六二(108)によって採択された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関するコード（機関による改正を含む。）をいう。

1.22　「所有者」とは、漁船の所有者又は管理人、代理人、運航者、会社、委任を受けた代表者、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であって、当該所有者から漁船の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従って漁船の所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が漁船の所有者の義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

1.23　「漁船員」とは、漁船において、職務区分のいかんにかかわらず雇い入れられ、若しくは従業し、又は職務を遂行する全ての者（漁船において労働する者であって漁獲量に応じ報酬を受けるものを含み、水先人、軍艦の乗組員、政府に永続的に勤務するその他の者、漁船において仕事を行う陸上を拠点とする者及び漁業オブザーバーを除く。）をいう。

1.24　「業務細目」とは、ＳＴＣＷ―Ｆコードに定める一連の作業、任務及び責任であって、漁船の運航、海上における人命の安全又は海洋環境の保護に必要なものをいう。

1.25　「漁業練習船」とは、魚類の採捕及び貯蔵のために設計された専用の練習船であって、次章の規定により要求される能力の実証及び評価のための訓練の機会を提供するものをいう。

1.26　「ＧＭＤＳＳ無線通信士」とは、第二―六規則に定めるところにより資格を有する者をいう。

1.27　「資格証明書」とは、次章に定めるところにより船長、職員及びＧＭＤＳＳ無線通信士に対して発給され、及び裏書された証明書であって、その正当な受有者に対し、当該証明書に明記された責任の水準で、その職務区分において業務を行い、かつ、関係する業務細目を遂行する権利を与えるものをいう。

1.28　「技能証明書」とは、漁船員に対して発給される資格証明書以外の証明書であって、この条約に基づく訓練、能力又は海上航行業務の関連する要件が満たされていることを明記しているものをいう。

2　この規則は、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部の義務的な規定によって補足され、次の要件に従う。

2.1　いずれかの規則の要件というときは、ＳＴＣＷ―ＦコードＡ部の対応する節を含めていう。

2.2　この規則の適用に当たっては、この条約の一層統一的な実施を世界的に達成するため、ＳＴＣＷ―ＦコードＢ部に定める関連の指針及び説明資料を、最大限可能な限り考慮すべきである。

2.3　ＳＴＣＷ―ＦコードＡの規定の改正は、附属書に適用される改正手続に関する第十条の規定に従って採択され、効力を生じ、及び実施される。

2.4　ＳＴＣＷ―ＦコードＢ部は、海上安全委員会においてその手続規則に従って改正される。

第一―二規則　適用

1　締約国の主管庁は、専ら自国の港から運航し、かつ、限定水域内で漁獲を行う長さ四十五メートル未満の漁船において業務を行う乗組員に対して、第二―三規則に定める要件、第二―四規則に定める要件及び第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定める要件の全て並びに英語の使用に関する要件を適用することが合理的又は実際的でないと考える場合には、この条約に定める安全の原則から逸脱することなしに、これらの規則の全部又は一部を当該乗組員については適用しないことを決定することができる。この場合において、主管庁は、当該乗組員の訓練及び資格証明に関して自国がとった措置の詳細を事務局長に報告する。